

戦傷病者乗車券引換規則

(昭和 62 年 4 月 1 日四国旅客鉄道(株)公告第 9 号)

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基き、戦傷病者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）に乗車する場合に適用する。

(戦傷病者及び介護者)

第 2 条 この規則において、「戦傷病者」とは、戦傷病者特別援護法施行令（昭和 38 年政令第 358 号）第 10 条第 1 項に規定する障害に該当する戦傷病者を、「介護者」とは、同条第 2 項に規定する介護者をいう。

2 戦傷病者を、甲種戦傷病者及び乙種戦傷病者に分け、その意義は、次のとおりとする。

(1) 甲種戦傷病者」とは、介護者を同行できる戦傷病者のうち、戦傷病者乗車券引換証（甲種）を使用する者をいう。

(2) 乙種戦傷病者」とは、前号以外の戦傷病者をいう。

(戦傷病者乗車券類引換証)

第 3 条 この規則において、「戦傷病者乗車券類引換証」とは、戦傷病者乗車券引換証（甲種）、戦傷病者乗車券引換証（乙種）、戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）をいう。

(乗車券類の引換えをする箇所)

第 4 条 戦傷病者乗車券類引換証による乗車券類の引換えは、駅において行う。ただし、駅員無配置駅から乗車する場合又は係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、車内において乗務員が行う。

(戦傷病者に対して引換えをする乗車券類)

第 5 条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によって、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」という。）第 18 条第 1 号に規定する普通乗車券とする。

(2) 急行券

旅客規則第 18 条第 2 号に規定する立席特急券、自由席特急券、特定特急券及び普通急行券とする。ただし、前号の規定により引換えをした片道の営業キロが 100 キロメートルを超える普通乗車券を所持する戦傷病者が使用する場合に限るものとする。

2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によって、指

定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引き換えることができる。

- (1) 特別急行列車の特別車両以外の座席指定車に乗車する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）は、自由席特急料金又は特定特急料金と指定席特急料金との差額を支払う。
- (2) 特定特急料金が適用される区間を東京・博多間を運転する新幹線の特別急行列車のぞみ号又は新大阪・鹿児島中央間を運転する新幹線の特別急行列車みずほ号（以下これらを「のぞみ号等」という。）の指定席に乗車する場合（のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）は、当該特定特急料金と、当該区間に対するのぞみ号等の通常期の指定席特急料金からのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額と指定席特急料金との差額を支払う。
- (3) 東京・新青森間を運転する新幹線の特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）の指定席に乗車する場合（はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）は、通常期の指定席特急料金から530円を低減した額（特定特急料金が適用される区間をはやぶさ号等に乗車する場合は、当該特定特急料金と、当該区間に対するはやぶさ号等の通常期の指定席特急料金からはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額。）と指定席特急料金との差額を支払う。
- (4) 特別車両又は寝台車に乗車する場合は、自由席特急料金又は特定特急料金と特別車両料金又は寝台料金及び旅客規則第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急料金の合算額との差額を支払う。ただし、旅客の乗車する日が同条第1項第1号に定める期間内の日であるときは、所定の特別車両料金(A)又は寝台料金を支払う。
- (5) 普通急行列車の座席指定車に乗車する場合は、座席指定料金を支払う。

3 前2項の規定により引換えをする乗車券類の有効区間は、戦傷病者が旅行に必要とする旅客鉄道会社線だけによる順路の区間とする。この場合、急行券の有効区間は、第1項第1号の規定により引換えをした普通乗車券の有効区間内に限るものとする。

(介護者に対して引き換える乗車券類)

第6条 戦傷病者が甲種戦傷病者であるときは、戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（甲種）と戦傷病者用の乗車券との引換えをする際、その引換証の介護者氏名及び年齢欄に介護者の氏名及び年齢を記入して提出した場合に限り、介護者に対して、その引換証と乗車券類との引換えをする。

2 前項の規定により引換えをする乗車券類の種類、区間、経路等は、戦傷病者用の乗車券類と同一のものとする。

(戦傷病者乗車券類引換証の使用方)

第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種）

片道乗車券については1枚、往復乗車券及び連続乗車券については2枚とする。

(2) 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）

1 個の急行列車の急行券及び旅客規則第 57 条第 7 項の規定を適用して発売する特別急行券について 1 枚とする。

- 2 前項第 1 号の規定により、戦傷病者又はその介護者が、往復乗車券又は連続乗車券と引き換える場合は戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種）の乗車区間欄には、旅客運賃が打切りとなる区間ごとに 1 枚ずつ、それぞれの区間を記入しなければならない。
- 3 甲種戦傷病者が、介護者を同行しないで、戦傷病者用の乗車券類だけの引換えをする場合は、戦傷病者自身において介護者氏名及び年齢欄に「なし」と記入しなければならない。

（乗車券類の引換期間）

第 8 条 戦傷病者乗車券類引換証によって乗車券類の引換えをすることのできる期間は、その引換証に印刷されている有効期間内とする。

（身体障害者旅客運賃割引の適用）

第 9 条 戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種）の身体障害者旅客運賃割引欄に第 1 種又は第 2 種に該当するものとして表示されているもの並びに戦傷病者急行券引換証（甲種）の身体障害者旅客運賃割引欄に第 1 種に該当するものとして表示されているものによって、乗車券類の引換えをする戦傷病者及びその介護者に対しては、身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第 4 号）の規定を適用する。

- 2 前項の規定による場合、戦傷病者は、身体障害者手帳の携帯及び呈示を要しない。

（乗車券類に対する表示）

第 10 条 戦傷病者乗車券類引換証によって引き換える乗車券類に対しては、所定の表示を行う。

- 2 戦傷病者乗車券類引換証によつて引き換える乗車券類が、前条の規定の適用を受けるものであるときは、前項に規定する表示のほか、身体障害者旅客運賃割引の適用の証として所定の表示を行う。

（戦傷病者手帳の呈示）

第 11 条 戦傷病者は、戦傷病者乗車券類引換証によつて引き換えた乗車券を使用して乗車する場合には、都道府県知事が発行する戦傷病者特別援護法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 46 号）第 2 条様式第 2 号の戦傷病者手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

（注） 戦傷病者手帳の様式は、次のとおりである。

(第1面)

7.5cm

戦 傷 病 者 手 帳

厚 生 省

11.8cm

(第2面)

第 号

4 cm

写
真

契印

3 cm

発 行 者 印

交付年月日 平成 年 月 日

(第3面)

氏 名	
生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日
軍 人 軍 属 等 の 別	
本 籍	
現 住 所	
身体障害者 手帳番号等	No. 第 級
備 考	

(第4面)

障 害 事 項 (当初)	
年 月 日	年 月 日
障害の有無	有 ・ 無
障 害 名	
障 害 の 程 度	傷病恩給等の別 (支給の終期 年 月) 等級 項・款・目症級
取 扱 者 印	
備 考	

(第5面)

障 害 事 項 (変更)	
年 月 日	年 月 日
障害の有無	有 ・ 無
障 害 名	
障 害 の 程 度	法 (支給の終期 年 月) 項・款・目 症 級
取 扱 者 印	
備 考	

(第6面)

療 養 認 定 事 項 欄						
傷 病 名	認 年	定 月	定 日	転 年	帰 月	取 扱 者 印
備 考						

(第7面)

注 意 事 項
<p>1 療養の給付や更生医療の給付などは、この手帳だけでは受けられませんから、別に請求の手続をとって下さい。</p> <p>2 この手帳の記載事項に変更があつたときは、すぐその旨を届け出て下さい。</p> <p>3 この手帳が不要になつたときは、発行者へお返し下さい。</p> <p>4 この手帳は、他人に譲つたり、貸したりしてはいけません。</p> <p>5 この手帳は、破つたり、なくさないように大切におもち下さい。</p>

(乗車券類に対する使用制限)

第12条 戦傷病者乗車券引換証(甲種)及び戦傷病者急行券引換証(甲種)によって引き換えた戦傷病者用の乗車券類とその介護者用の乗車券類とは、戦傷病者とその介護者とが同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

2 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によって引き換えた急行券は、戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種）によって引き換えた乗車券と同時に使用する場合に限って有効とする。

（旅行の取りやめその他の取扱い）

第 13 条 戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（甲種）によって引き換えた戦傷病者の乗車券類とその介護者の乗車券類とは、旅行の取りやめその他の取扱いをする場合、戦傷病者に対する乗車券類と、その介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合でなければその取扱いをしない。

（乗車変更の取扱い）

第 14 条 戦傷病者乗車券類引換証によって引き換えた乗車券類を所持する戦傷病者及びその介護者に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

（有効でない乗車券類）

第 15 条 戦傷病者乗車券類引換証によって引き換えた乗車券類は、他人に使用させ、又は他人が使用することはできない。

（旅行を取りやめた場合の取扱方）

第 16 条 戦傷病者乗車券類引換証によって引き換えた乗車券類を所持する戦傷病者及びその介護者は、旅客規則所定の旅客運賃・料金の払いもどしを伴う旅行の取りやめをするときは、その乗車券類を、旅客規則第 271 条、同第 272 条及び同第 273 条の規定による払いもどしについては、その乗車券類を引き換えた駅（第 4 条但書の規定により乗車券類の引換をした場合は、もよりの駅）に、その他のものについては、旅客規則所定の駅に提出しなければならない。

2 前項の規定により戦傷病者及び介護者が旅行の取りやめをした場合で、その払いもどしが旅客規則第 271 条、同第 272 条及び同第 273 条に該当するとき又は旅客規則第 282 条の規定により列車の運行不能等により発駅までの無賃送還を受けたとき（当該券片を使用して途中下車していたときを除く。）は、戦傷病者は、戦傷病者乗車券類引換証の再交付を受けるに必要な旅行取止証明書の交付を請求することができる。

（注） 旅行取止証明書の様式は、次のとおりである。

旅客鉄道株式会社 駅長 ㊟	乗車券類 発行年月日		戦傷病者 氏 <small>よ</small> り <small>が</small> な <small>な</small>		旅行取止証明書		
						区間 駅から 駅まで	
	平成 年 月 日 右の者は旅行を取り止めたことを証明する。		乗車券 番号類			第 号	生 年 月 日
			現 住 所			年 月 日	

3 第1項の規定により戦傷病者及びその介護者が旅行の取りやめをした場合においては、旅行規則所定の手数料は、戦傷病者又はその介護者が支払わなければならない。

(旅客運賃・料金の払いもどし制限)

第17条 戦傷病者乗車券類引換証によって引き換えた乗車券類については、旅客運賃・料金の払いもどし事由が生じた場合であっても、第5条第2項の規定により戦傷病者又はその介護者が支払った料金を除き、戦傷病者又はその介護者に対して旅客運賃・料金の払いもどしをしない。

(その他の取扱方)

第18条 前各条以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による